

【新設】（雇用安定助成金額の範囲）

42 の 13-4 措置法第 42 条の 13 第 6 項第 1 号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

【解説】

- 1 本制度のうち特定税額控除制度の不適用措置の適用除外要件の一つとして、「当該法人の継続雇用者（……）に対する当該対象年度の給与等の支給額（……）として政令で定める金額」（以下「継続雇用者給与等支給額」という。）が「当該法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等支給額として政令で定める金額」（以下「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を超えることとされているのであるが、本通達においては、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算の基礎となる給与等の支給額から控除することとなる他の者から支払を受ける金額から控除する雇用安定助成金額の範囲を明らかにしている。
- 2 ここでいう雇用安定助成金額とは、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額のことであるが（措法 42 の 13⑥一イ）、この雇用安定助成金額の規定振りについては、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度（措法 42 の 12 の 5）の適用要件の判定の基礎となる給与等の支給額から控除することとなる他の者から支払を受ける金額から控除する雇用安定助成金額と同様であり、これと取扱いを異にする理由もないため、令和 3 年の改正後の措置法通達 42 の 12 の 5-3 と同様の取扱いを設けることとした。
- 3 ここで、雇用保険法第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる事業については、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。」とされ、具体的には、雇用調整助成金の支給がこれに該当する。「これに類するもの」としては、同様の趣旨で支給が行われるものが該当し、例えば雇用調整助成金に上乗せして地方公共団体から支給される助成金が該当する。

本通達の(1)について、事業主が労働者に休業手当等を支払う場合の一部助成である雇用調整助成金については従来からあったが、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用調整助成金について緊急対応が行われているほか、産業雇用安定助成金（在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金等の一部助成）及び緊急雇用安定助成金（雇用保険に加入していない従業員に対して休業手当等を支払う場合の一部助成）の措置が講じられており、これらについても雇用調整助成金そのものかそれに類するものとなる。そしてこれらに上乗せして地方公共団体から支給されるような助成金が雇用安定助成金に該当することを本通達の(2)において明らかにしている。

なお、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、従業員が勤務先を通さずに給付を受けるものであり、法人が支給する給与等に充てるものではないことから雇用安定助成金額には該当しない。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 15 の 8 - 4）を定めている。